

## 日本オーpensキフクラス協会会員登録細則(改訂)

(目的)

第1条 この規則は、日本オーpensキフクラス協会規約 25 条にもとづき会員の登録について定めることを目的とする。

(会員の年度)

第2条 会員の登録の加盟年度は1月1日から12月31日までとする。

(会員登録)

第3条 新たにジュニア会員またはシニア会員になろうとする者(以下両者を「新規会員」という)は、様式1または協会WEB新規・継続会員登録(<https://josca.jp/regulations/membership>)により申込みなければならない。

第4条 前年に引き続きジュニア会員またはシニア会員に登録をしようとする者(以下「継続会員」という)は12月31日までに様式1または協会WEB新規・継続会員登録により申込みなければならない。

第5条 新規に会員登録した選手会員には会員証を交付する。

(会費の納入と額)

第6条 会費等の額は、次のとおりとする。

ア ジュニア会員の会費は、年額 1,000 円とする。

イ シニア会員の会費は、年額 1,000 円とする。

ウ 賛助会員の会費は、年額一口 10,000 円とし、口数は制限しない。

エ 納入が加盟年度の1月1日以降の場合には、ジュニア、シニア会員共に年額 2,000 円とする。賛助会員の会費の納入時期は特段定めない。

(会費の納入期限)

第7条 新規会員は、加盟登録申込み時に会費を納入しなければならない。

第8条 継続会員は、第6条により継続登録申込み時に会費を納入しなければならない。

(団体登録と会費納入)

第9条 協会WEB新規・継続会員登録の手続きにより、フリート単位の団体登録と会費納入を認める。

付則制定 2012年1月21日

改定 2013年3月3日(第6条会費)

改定 2020年1月12日(第1条クラス協会名称)

改定 2021年5月24日(第3、4、5、6、7、8、9条)

様式1 新規、継続会員登録申込書

様式1

日本オーブンスキフクラス協会 新規・継続会員登録申込書

申込年月日	年 月 日
新規・継続(いずれかに○)	新規・継続
氏名	
氏名(ふりがな)	
生年月日(西暦)	年 月 日
性別(いずれかに○)	男・女
住所	〒
電話番号	
メール・アドレス	@
学校名* (18歳以下のみ記入)	
JSAF 会員番号	

-----

<b>領収書</b>	
様	No.
¥ _____	
但日本オーブンスキフクラス協会 会員登録料として	
年 月 日 上記正に領収いたしました	
日本オーブンスキフクラス協会 〒662-0933 兵庫県西宮市西波止町1-2	

なお、銀行振込による会費納入については領収書の発行を行わない。